

郵送による消防用設備等点検結果報告について

事業者等が消防署の窓口まで来訪し、報告書を提出することに伴う負担削減を図る観点から、消防用設備等点検結果報告書（以下「報告書」という。）を郵送により届け出ることを可能としています。

【郵送により報告する場合の送付書類等】

送付書類	チェック項目	✓
点検結果報告書（正本）	点検結果報告書に記載漏れはないですか？ ※ 特に以下の内容は注意してください。 ・ 届出日 ・ 届出者の押印 ・ 防火管理者欄（防火管理者が選任されている場合に限る。） ・ 立会者欄（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
	点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか？ ※ 特に「非常電源専用受電設備の点検票」と「配線の点検票」の添付漏れに注意してください。（消火器など、非常電源や配線が無いものは添付不要です。）	<input type="checkbox"/>
	消防設備士又は消防用設備点検資格者の資格を有する方が点検を行った場合に「別記様式第3 点検者一覧表」を添付していますか？	<input type="checkbox"/>
	報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先が記載されていますか？ ※ 報告書の内容について確認するため、消防署から連絡する場合があります。	<input type="checkbox"/>
点検結果報告書（副本） 希望部数	正本と同じ内容が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
	希望部数用意していますか？	<input type="checkbox"/>
副本返信用封筒 1通	副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してありますか？ ※ 封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	返送先の宛名は記入してありますか？ 無記入、誤記入等が無いよう、今一度確認してください。	<input type="checkbox"/>



【留意事項】

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。
 副本の返信を希望される場合は、受付後、概ね1～2週間程度で返信しますが、郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。
- 2 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。
- 4 副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となります。

【送付先】

防火対象物の所在地を管轄する各消防署所となります。こちら (http://www.ogaki-syoubou.or.jp/todokede_syo_bunsho.html) でご確認いただくか、最寄りの各消防署所へ電話にてお問い合わせください。

消防署所	郵便番号	所在地	電話番号
中消防署	503-0933	大垣市外野3丁目20番地2	<0584> 87-1514
中消防署分駐所	503-0888	大垣市丸の内2丁目28番地	<0584> 73-1415
中消防署東分署	503-0111	安八郡安八町西結2778番地の1	<0584> 62-6819
中消防署南分署	503-0944	大垣市横曽根4丁目35番地	<0584> 89-2022
北消防署	503-0017	大垣市中川町4丁目173番地1	<0584> 73-2176
北消防署赤坂分署	503-2216	大垣市昼飯町108番地	<0584> 71-0204
北部消防署	503-2426	揖斐郡池田町八幡1735番地の1	<0585> 45-3733

【報告様式等】

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の様式は、総務省消防庁のホームページでご確認ください。

リンク先：総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html>



大垣消防組合
Ogaki Fire Department

なお、平成31年4月18日から点検結果報告書の様式が次のとおり変更となっております。

① 点検結果報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について

報告義務者（所有者・管理者・占有者）以外の者まで押印を求めていましたが、立会者等については消防機関において本人確認を行う法的必要性が無いことから、立会者等の押印を不要とし、**㊤マークが削除**されました。

② 点検結果報告書様式における記載内容の見直しについて

点検報告時に必ずしも確認の必要がない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったことから、**点検結果報告書様式の記載内容の見直し**を行いました。

別記様式第1

別記様式第2

別記様式第3

点検票

